

規 則

埼玉県園芸振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十四号

埼玉県園芸振興審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県園芸振興審議会規則（平成十五年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 農業委員会ネットワーク機構の理事

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。